

京都市告示第 122 号

住宅地区改良法第5条第2項で準用する同条第1項の規定による事業計画の変更の協議が成立し、事業計画を定めましたので、同法第8条第3項で準用する同法第8条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成20年5月26日

京都市長 門川 大作

- 1 住宅地区改良事業の名称 崇仁北部第四住宅地区改良事業
- 2 事業計画の決定の年月日 平成17年10月3日
- 3 事業計画変更の年月日 平成19年8月20日

(都市計画局住宅室すまいまちづくり課)